

文化を楽しみ

心豊かに暮らせるまち



第2期

嬉野市 文化振興計画



令和8年度～令和12年度

令和8年3月 嬉野市

目次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	2
第4節 計画で対象とする文化の範囲	2
第5節 第1期嬉野市文化振興計画の総括	4

第2章 計画のコンセプト

第1節 基本理念	8
第2節 基本方針「知る・触れる・つなげる」	10
基本方針1 知る	10
基本方針2 触れる	10
基本方針3 つなげる	11
3つの基本方針の関係	11
第3節 計画の体系図	12

第3章 文化振興のための基本施策

基本目標1 文化の魅力を再発見する——文化を知る	13
(1) 文化情報の発信強化	13
(2) 文化資源の発掘と記録	15
(3) 文化を学ぶ機会の充実	16
基本目標2 文化との出会いを創出する——文化に触れる	17
(1) 鑑賞機会の充実	17
(2) 体験・参加機会の提供	19
(3) 参加しやすい環境づくり	21
基本目標3 共に創る文化のまちづくり——文化でつなげる	23
(1) 伝統文化の継承支援	23
(2) 担い手の育成と活動支援	25
(3) 多様な主体の連携・協働	27

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制	29
(1) 行政の推進体制	29
(2) 多様な主体との連携・協働	30
第2節 計画の進行管理	31
第3節 成果指標	32
第4節 計画の推進に向けて	34
資料編	35

本計画書を読むにあたって

- 本計画では、「嬉野」「嬉野の文化」等の表記は、旧町域に限定するものではなく、嬉野市全域を指すものとして用いています。
- これまで文化・芸術に関する施策の所管課は「文化・スポーツ振興課」でしたが、令和8年度の機構改革により教育委員会の所管となり、課名は「社会教育課」となります。本計画書では、第1期計画に係る記述については「文化・スポーツ振興課」と表記し、第2期計画の実行に関わる記述については「社会教育課」と表記しています。
- 本計画の策定にあたり、嬉野市文化振興審議会の委員のみなさまから、文化や地域への思いを綴った「コラム」をご寄稿いただきました。
コラムには、長年にわたり地域文化を支えてきた経験や、嬉野の伝統・風土への愛着、そして文化振興への率直な思いが込められています。計画の本文とあわせてお読みいただくことで、この計画が市民の声とともに作られたものであることを感じていただければ幸いです。

計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

我が国においては、平成13年に文化芸術振興基本法が制定され、文化芸術の振興における国及び地方公共団体の責務が明文化されました。平成29年には文化芸術基本法に改正され、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、福祉、教育、産業など関連分野との連携が一層重視されるようになりました。また、令和5年3月には文化芸術推進基本計画（第2期）が策定され、誰もが文化芸術を創造・享受できる環境の整備や、文化芸術を通じた地域の活性化などが重点的に推進されることとなっています。

本市では、平成28年3月に「嬉野市文化振興基本計画」を策定し、10年間にわたり文化振興施策を推進してきました。嬉野市社会文化会館「リバティ」を拠点として市民の文化芸術活動の活性化を図るとともに、行政、市民、文化団体、企業などが連携した取組を展開し、文化芸術事業の充実、市民主体の文化活動の拡大、文化財の保存・活用の推進など、いくつかの成果を上げてまいりました。

一方で、人口減少・少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化、デジタル技術の急速な発展など、社会環境は大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術活動が制約を受け、その重要性が再認識されるとともに、新たな鑑賞・発表・交流の形態も生まれています。

このような状況の中、文化芸術は人々の心を豊かにし、生きる力や創造性を育むとともに、地域への誇りや愛着を醸成し、多様性を認め合う社会の実現に寄与するものです。また、観光振興や地域経済の活性化、まちの魅力向上にも大きな役割を果たすことが期待されています。

本市には、温泉や茶業といった地域資源、嬉野温泉街、塩田津等の特色ある景観、獅子舞、面・鉦浮立、小浮立などの伝承芸能、豊かな自然環境など、固有の歴史・文化が息づいています。これらを次世代に継承し、新たな文化の創造につなげていくことは、市民が自分たちの住むまちに誇りを持ち、まちの魅力づくりに主体的に関わる契機となります。

現行計画の計画期間が令和7年度で終了することを踏まえ、これまでの取組の成果と課題を検証するとともに、新たな社会環境の変化や国・県の動向、市民ニーズなどを的確に捉え、今後の文化振興の方向性を示す新たな計画を策定します。本計画は、文化の担い手は市民であり、その主体性・自主性を尊重するという文化芸術基本法の基本理念に則り、市民、文化団体、企業、教育機関など多様な主体と行政が協働により文化振興を図るための指針となります。この指針に基づき、文化振興施策を長期的な視点で総合的かつ計画的に推進し、市民一人ひとりが文化を楽しみ、豊かな暮らしを実現できるまちを目指します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、文化芸術基本法第7条の2第1項に基づき、国が定める文化芸術推進基本計画を参酌し、地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画として策定するものです。

本計画は、市の最上位計画である「嬉野市総合計画」を上位計画とし、その基本構想及び基本計画に示された文化振興に関する施策を具体化するものです。

また、本計画の推進にあたっては、市の関連計画との整合性を図るとともに、各分野との連携を深めながら、総合的に文化振興施策を推進していきます。

なお、社会教育課は、各課が実施する文化関連事業の情報を集約し、全庁的な文化振興の推進に努めます。

第3節 計画期間

本計画は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間の計画とします。

なお、文化芸術を取り巻く社会情勢の変化や施策の進行状況に応じ、必要に応じて見直すものとします。

第4節 計画で対象とする文化の範囲

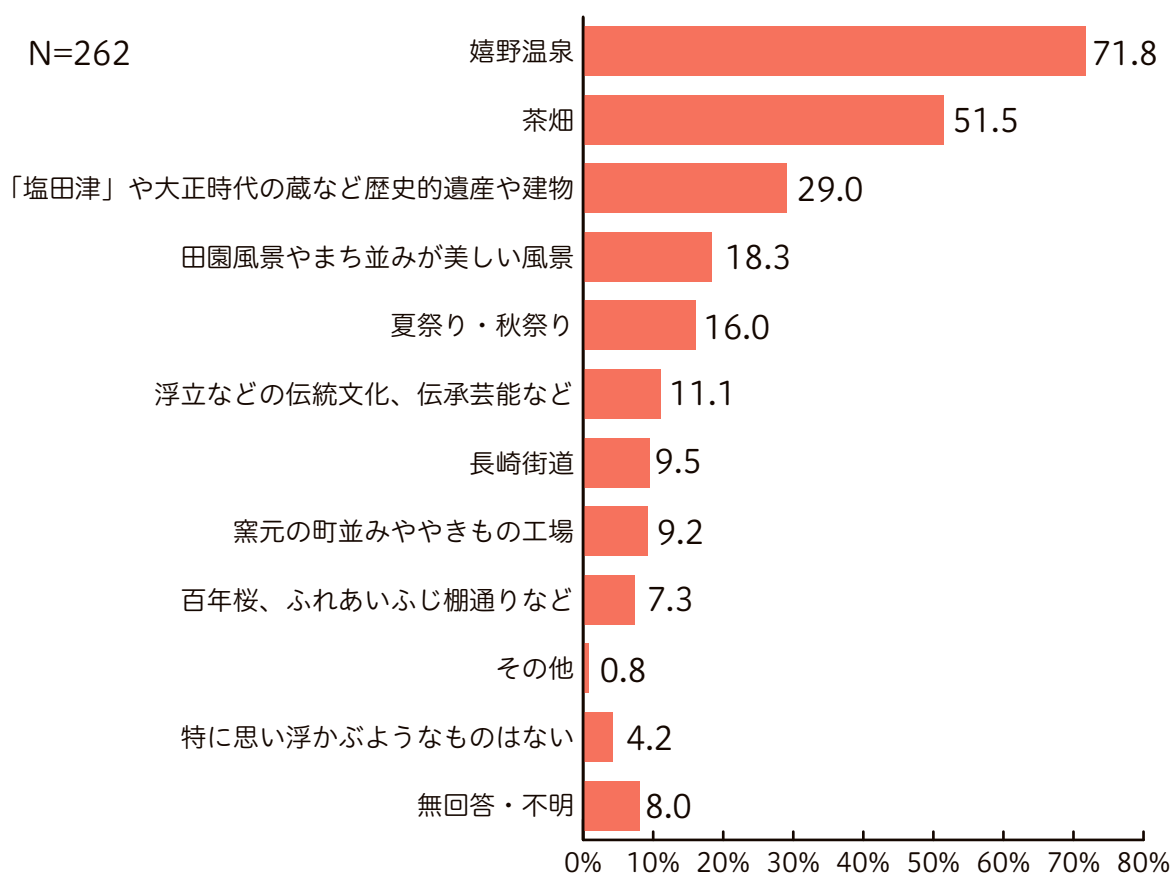
本計画における文化芸術の範囲は、原則として文化芸術基本法第8条から第14条に規定されているものを対象とし、本市の実情に即したものとします。

分野	範囲
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版	出版物及びレコード等
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

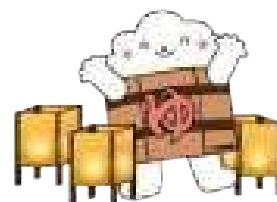
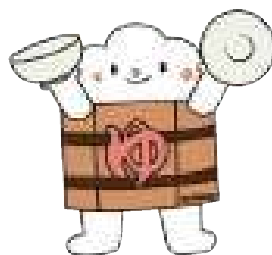
【参考】

市民へのアンケートにおいて、「嬉野のまちの文化的イメージ・シンボルとして思い浮かぶものは何ですか」（複数回答形式）と聞いたところ、「嬉野温泉」が71.8%で最も高く、次いで「茶畑」が51.5%、「『塩田津』や大正時代の蔵など歴史的遺産や建物」が29.0%という結果となっています。

あなたにとって嬉野のまちの 文化的イメージ・シンボルとして思い浮かぶものは何ですか。



あなたが思う嬉野市の 文化的イメージ・シンボルは何ですか？？



第5節 第1期嬉野市文化振興計画の総括

(1) 計画の概要

第1期嬉野市文化振興計画は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間を対象とし、

基本理念

文化の感動がわきあがるまち 嬉野

基本方針

嬉野ならではの文化の力を活かす

を掲げ、市民文化の創造と文化資源の活用を推進してきました。

(2) 進捗状況の評価

計画期間中の施策の進捗状況は、以下のとおりです。

■進捗状況の全体評価

施策の柱	施策項目	取組評価
市民の文化活動の活性化	1-① 市民の文化活動を促進する環境づくり	△
	1-② 市民の活動状況の把握と情報提供	×
地域文化の 継承・担い手の育成	2-① 歴史的文化財や伝統文化の保存・継承及び周知・啓発	○
	2-② 独自の文化芸術の担い手育成	○
子どもたちの 文化創造活動の拡充	3-① 子どもたちの文化創造活動や学びの場の充実	○
	3-② 子どもたちが地域文化とふれる機会の充実	○
市民が文化芸術に ふれる機会の充実	4-① 多様なジャンルの鑑賞機会の充実	○
	4-② 体験や参加、参画機会の充実	×
文化資源を活かした 地域魅力の創造・発信	5-① 文化資源を活用した嬉野の魅力発信	×
	5-② 文化イベント等を通じた観光、国際交流	×
文化振興のための 仕組み・連携の強化	6-① 地域コミュニティを核とした連携と交流機会の充実	×
	6-② さまざまな分野や人材をつなぐ取り組みの推進	×

※評価基準

○（達成度高）：5項目（41.7%）

△（部分的達成）：1項目（8.3%）

×（未着手・低達成）：6項目（50.0%）

■主な成果

文化財・伝統文化の保存継承	子どもたちの文化活動
<ul style="list-style-type: none"> ● 伝統芸能継承事業の実施（小学校での披露・体験） ● 「畦川内の綾竹踊り」のデータ保存 ● 人づくり振興事業（補助金）による伝承芸能活動支援 ● 「塩田津まちなみてらす」の建築・映像ガイド作成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども文化祭、親子川柳大会、スケッチ大会の継続実施 ● 幼児向けコンサート（子どもオペラ等）の定期開催 ● 学校での伝承芸能鑑賞・体験会の実施

■課題

<p style="text-align: center;">計画推進体制の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本計画に基づいた事業計画が策定されていない。 ● 「第1期計画」で謳った庁内外における横断的な推進体制が構築されず、計画が共有されていない。 ● 計画遂行を点検する体制が構築されていない。 ● その結果、各課が持つ計画に基づき事業が進められているため、本計画の一体性・関連性が薄いものとなった。 	<p style="text-align: center;">市民の文化活動の停滞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 文化・スポーツ振興課において、文化団体の活動状況等の把握ができていない。また、地域コミュニティとの連携が不足している。 ● 担い手不足や新型コロナウイルス感染症の感染拡大（令和2～4年度）の影響によるイベントの縮小・廃止等により、活動発表の場が減少している。
<p style="text-align: center;">文化資源の魅力発信力不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各主体が個別に魅力発信等を行っているが、発信力やノウハウに差が生じている。 ● イベントの多様化により、「文化」に的を絞った観光や国際交流が減少している。 	<p style="text-align: center;">担い手不足と継承の危機</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 伝統文化の担い手不足が深刻化している。 ● 文化事業の企画・運営人材が不足している。

特に、伝承芸能の学校での披露・体験や子ども文化祭、親子川柳大会などの継続実施は成果として評価されました。一方で、文化団体の活動状況の把握、市民への情報提供、文化資源を活用した魅力発信、情報集約や発信体制の構築などは十分に進んでいませんでした。その主な要因として、庁内での本計画の共有が不十分であったことが挙げられます。

(3) 第2期計画に向けた方向性

第1期計画の成果と課題を踏まえ、本計画では以下の方向性を重点的に推進します。

①本計画の全体共有と、各課での文化関連事業の推進と情報一元化

- 庁内での本計画の共有
- 本計画を意識した文化関連事業の計画、立案
- 各課における文化関連事業の情報集約と発信
- 進捗管理の実行及び成果指標の設定

②市民文化活動の活性化

- 文化活動の実態調査の実施
- 活動支援の整備（情報の一元化・発信強化）

③地域コミュニティとの連携強化

- 協働の仕組みづくり

④伝統文化・地域資源の持続可能な継承

- 学校巡回プログラムの定例化
- 体験型学習の拡充
- 地域人材の活用
- デジタル技術を活用した記録・保存・周知

審議委員コラム

テレビ番組のグルメ紀行は一頃の豪華さこそなくなったが、知らない土地での食との出会いは誰しも心ときめく。

こんな時、海の幸に舌鼓を打った観光客が「お刺身がおいしい日本人に生まれてよかった」と語る場面によく出会う。実感を吐露したもので、こちらも「それはよかった」と思わず微笑む。

しかし、日本人でも生後数ヶ月の赤ちゃんにお刺身の味はわからない。日本人だからではなく、時間をかけて、私たちの舌がお刺身をおいしく感じるように育てられたのだ。日本人にお刺身がおい

しいように、イヌイットにとってはアザラシの生肉がおいしい。

同じことは景観にも言える。「白砂青松」の美しい日本の風景はそれが美しいような感性に育ったのだ。イラク人にとっては、広がる砂漠が美しいし、モンゴル人にとっては緑なす大草原が美しい。

そして、こう感じるができるのは親や地域の人々の愛情に包まれて育ったからである。

文化に関するアンケートでよく郷土愛を問う設問を見る度に思うことである。

【参考】嬉野市の人口の推移と将来推計人口

近年の嬉野市の人口の推移をみると、平成 18（2006）年の合併以降、年平均で 305 人減少しており、令和 7（2025）年では 24,361 人となっています。世帯数は若干増加していますが、アパートの新設や高齢者施設の増加などによるものと考えられます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、嬉野市の人口は、令和 12（2030）年には、約 22,000 人、令和 22（2040）年には、20,000 人を切ることが予測されています。

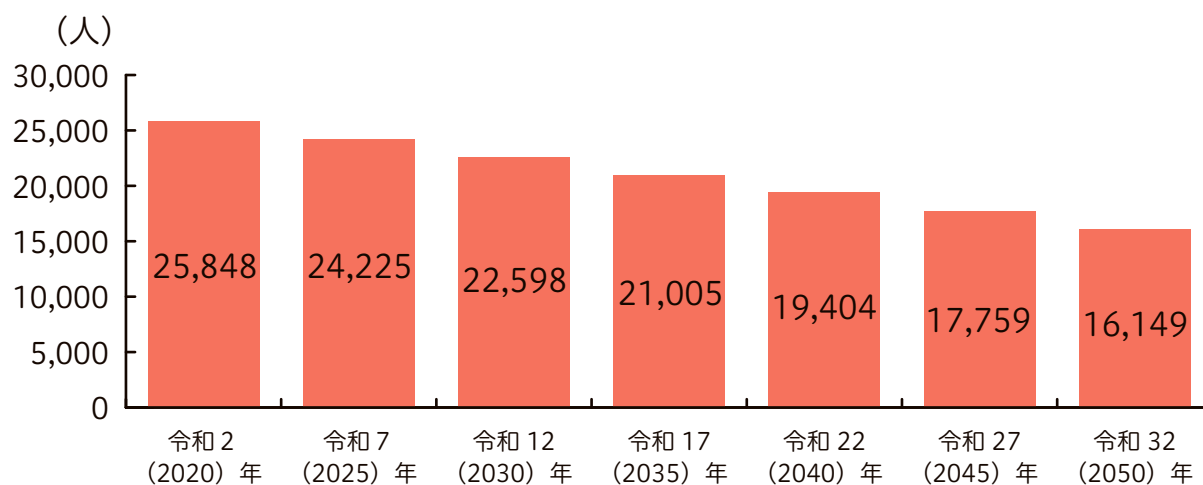
人口減少が進むことにより、消防団、伝承芸能、ボランティア活動など、担い手不足により今後の組織形成や活動への影響が懸念されます。

■嬉野市の人口推移（4月1日現在）

年	世帯数	総人口
平成 18（2006）年	9,831	30,161
平成 23（2011）年	9,844	28,706
平成 28（2016）年	9,850	27,150
令和 3（2021）年	9,873	25,492
令和 7（2025）年	10,099	24,361
差	268	▲ 5,800

（出典：住民基本台帳）

■嬉野市の将来推計人口



（出典：国立社会保障・人口問題研究所）

第2章

計画のコンセプト

第1節 基本理念

文化を楽しみ心豊

本市は、温泉や茶業などの地域資源、嬉野温泉街、塩田津等の特色ある景観、獅子舞、面・鉦浮立、小浮立などの伝承芸能、豊かな自然環境など、先人たちが大切にし、伝え残してくれた多くの文化遺産に恵まれています。

文化芸術は、人々の心や生活に潤いをもたらし、生きる喜びや創造性を育むとともに、地域への誇りや愛着を醸成します。また、コミュニティ形成の土台となり、人と人、地域と地域をつなぐと同時に、多様性を認め合う社会の実現に寄与します。さらに、観光振興や地域経済の活性化、まちの魅力向上など、地域の持続的な発展にも大きな役割を果たします。

しかし、文化芸術は日々の暮らしの中で意識されにくく、緊急性の高い行政課題と比較すると、後回しにされがちな分野です。しかしながら、市民の生活の質向上や、日々の生きがいには欠かせないものであり、本市が心豊かに暮らせるまちづくりを進めるうえでは重要な要素であると考えます。そのため、本計画において文化振興の方向性を明確にし、計画的に取り組むことが必要だと考えます。

このことから、文化芸術への取組を本市の未来への投資として捉え、今後5年間の文化振興の方向性を示す計画を策定することとしました。

本計画では、市民一人ひとりが、日常の暮らしの中で文化芸術に親しみ、それぞれの形で文化芸術を「楽しむ」ことができる環境を整えます。「楽しむ」とは、鑑賞するだけでなく、創作活動に参加すること、学び・教えること、文化活動を支えること、文化を通じて人とつながること





かに暮らせるまち

など、多様な関わり方を含みます。

また、文化芸術活動を通じて生まれる出会いや交流が、新たな創造活動や地域の活力につながる好循環を生み出し、市民一人ひとりが心豊かに暮らすことのできるまちを目指します。

この基本理念の実現に向けて、市民、文化団体、企業、教育機関など多様な主体が、それぞれの役割を果たしながら協働し、文化の担い手である市民の主体性・自主性を尊重した文化振興を推進します。

基本理念に込めた想い

文化を楽しむ

文化芸術を「観る」「聴く」といった鑑賞だけでなく、「つくる」「演じる」「学ぶ」「教える」「支える」など、多様な形で文化芸術に関わり、それぞれの楽しみ方を見つけることを表しています。

心豊かに暮らせるまち

文化芸術が日常の中に息づき、心の豊かさや生きがいを感じながら暮らすことができる、そして文化を通じて人々がつながり、活力あるコミュニティが形成されているまちを表しています。



第2節 基本方針「知る・触れる・つなげる」

基本理念「文化を楽しみ 心豊かに暮らせるまち」の実現に向けて、3つの基本方針を定めます。

基本方針1 知る

嬉野市には、温泉や茶業などの歴史ある地域資源、獅子舞、面・鉦浮立、小浮立などの伝承芸能、宿場町としての歴史的景観、豊かな自然環境など、多様な文化資源があります。しかし、これらの価値や魅力が市民に十分に認識されていない現状があります。

まずは、市民一人ひとりが地域に根ざした文化や、様々な文化芸術について「知る」ことから始めます。文化財や伝承芸能、歴史、自然、芸術など、嬉野市の文化の豊かさを知り、理解を深めることで、地域への誇りや愛着を育みます。

また、文化芸術に関する情報を効果的に発信し、市民が文化芸術活動に参加するきっかけをつくります。さらに、子どもから大人まで、あらゆる世代が文化芸術について学び、知識を深める機会を充実させます。

主な取組の方向性

- 地域の文化資源の発掘・記録・発信
- 文化芸術に関する情報提供の充実
- 学校教育・社会教育における文化芸術の学習機会の充実
- 文化財の保存・活用と普及啓発
- 伝承芸能・地域文化の価値の再認識

基本方針2 触れる

文化芸術を身近に感じ、心豊かに暮らすためには、実際に文化芸術に「触れる」体験が重要です。優れた文化芸術を鑑賞する機会、自ら創作活動に参加する機会、伝統文化を体験する機会など、多様な形で文化芸術に触れることができる環境を整えます。

特に、子どもたちが優れた文化芸術に触れ、感性や創造性を育む機会を重視します。また、年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、誰もが文化芸術に触れることができるよう、参加しやすい環境づくりを進めます。

嬉野市社会文化会館「リバティ」をはじめとする文化施設を拠点として、質の高い文化芸術事業を展開するとともに、日常の暮らしの中で気軽に文化芸術に触れることができる機会を増やします。

主な取組の方向性

- 優れた文化芸術の鑑賞機会の提供
- 市民が参加・体験できる文化芸術活動の充実
- 子どもたちの感性や創造性を育む機会の創出
- 文化施設の機能充実と利用促進
- 誰もが参加しやすい環境づくり

基本方針3 つなげる

文化芸術は、人と人、地域と地域、過去と未来をつなぐ力を持っています。文化芸術活動を通じて生まれる出会いや交流が、新たな創造や地域の活力を生み出します。

市民、文化団体、アーティスト、企業、教育機関、行政など、多様な主体が協働し、ネットワークを構築することで、持続可能な文化振興の基盤をつくります。また、世代を超えた交流や、地域内外との交流を促進し、文化を通じたコミュニティの活性化を図ります。

さらに、伝統文化を次世代へ継承するとともに、新たな文化の創造へとつなげます。そして、文化と観光、産業、福祉、教育など、様々な分野をつなぎ、文化芸術を地域づくりに活かします。

3つの基本方針の関係

基本方針「知る」「触れる」「つなげる」は、相互に関連し合いながら、基本理念の実現に向けて機能します。

まず、地域の文化を「知る」ことで、文化芸術への興味や関心が生まれます。次に、実際に文化芸術に「触れる」体験を通じて、理解が深まり、自ら参加したいという意欲が高まります。そして、文化芸術活動により人や地域を「つなげる」ことで、新たな創造や地域の活力が生まれ、さらに多くの人々が文化を「知る」「触れる」機会が広がっていきます。

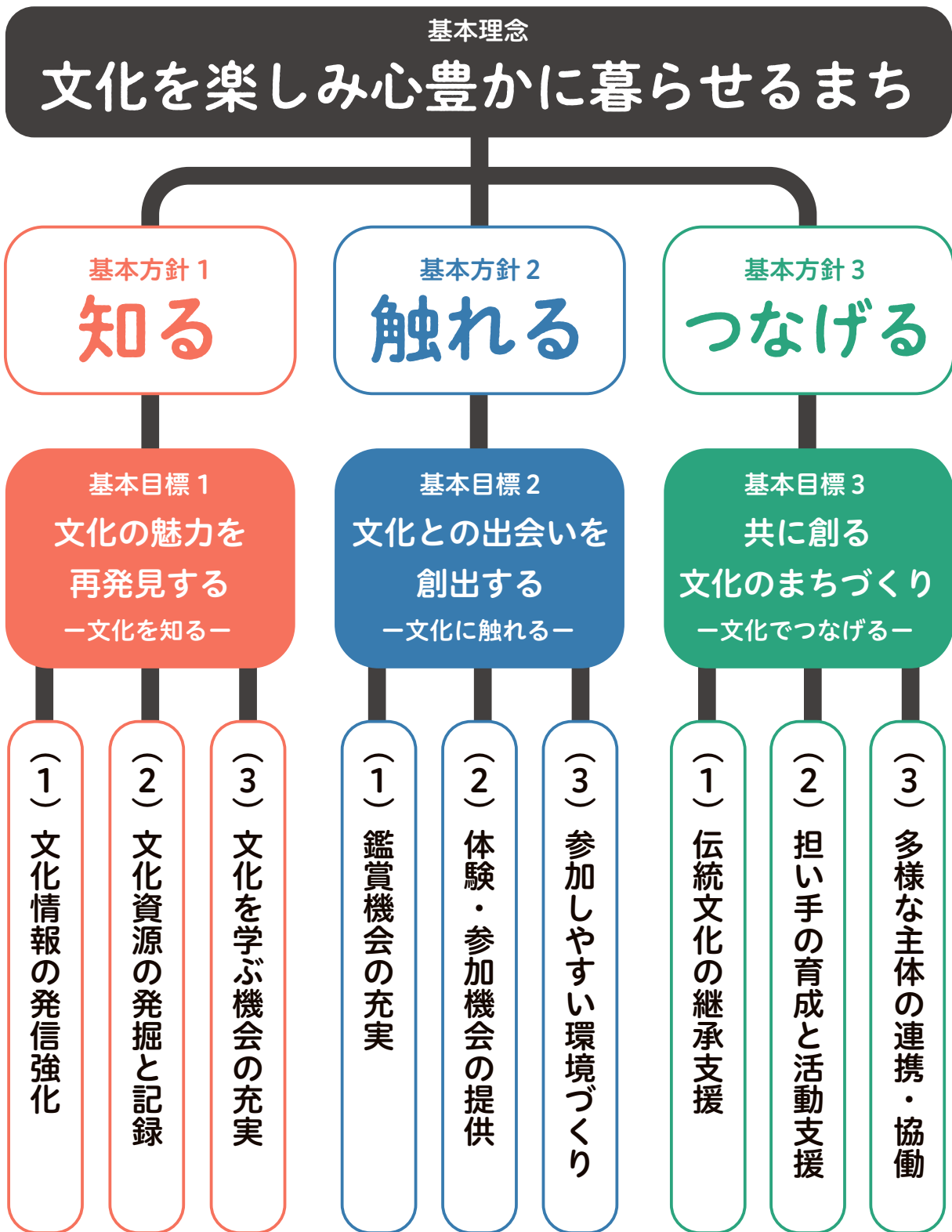
この好循環を生み出すことで、「文化を楽しみ心豊かに暮らせるまち」の実現を目指します。

主な取組の方向性

- 文化芸術活動を担う人材の育成・支援
- 市民の自主的な文化芸術活動への支援
- 多様な主体の協働・ネットワークづくり
- 伝統文化の継承と新たな文化の創造
- 文化と他分野との連携による地域づくり
- 文化を通じた交流の促進



第3節 計画の体系図



文化振興のための基本施策

基本理念「文化を楽しみ 心豊かに暮らせるまち」の実現に向けて、基本方針「知る・触れる・つなげる」に基づき、3つの基本目標と9つの施策を展開します。

基本目標 1 文化の魅力を再発見する——文化を知る

嬉野市には、面浮立などの伝承芸能、塩田津の歴史的町並み、温泉や茶といった生活文化、そして市民による多様な文化芸術活動など、豊かな文化資源があります。しかし、これらの価値や魅力が市民に十分に認識されていない現状があります。

その要因の一つとして、行政における文化芸術に関する状況把握や、情報収集・情報発信が不十分だったことと考えます。

そのため、社会教育課において情報を集約し、市民が本市の文化資源の魅力や価値を認識できるような情報発信に努めます。

文化への関心を高めるためには、まず地域の文化を「知る」ことが第一歩です。文化情報を効果的に発信し、文化資源を発掘・記録し、市民が文化を学ぶ機会を充実させることで、嬉野の文化に対する認知度を高め、地域への誇りと愛着を育みます。

(1) 文化情報の発信強化

市内の文化情報を集約し、多様な媒体を活用して、年齢層や関心度に応じた効果的な情報発信を展開します。デジタル技術を活用した情報発信を強化するとともに、市民が求める情報に容易にアクセスできる環境を整備します。

主な取組

情報基盤の整備

- 文化団体の活動内容、スケジュール、参加方法などの情報を集約し、市民に分かりやすく提供します。
- 文化イベント情報、団体概要、施設利用案内等に関する情報発信の充実を目的として、市公式ウェブサイトの構成見直しについて検討します。
- 年間の文化イベントをまとめた文化イベントカレンダーを作成し、配布・公開します。

多様な媒体の活用

- Facebook、Instagram、YouTube、LINE など世代に応じた SNS で、文化イベントの開催情報や活動の様子を発信します。

- 市ホームページに「文化のページ」を設け、毎月文化団体の活動紹介やイベント情報を掲載します。
- 地元ケーブルテレビと連携し、文化団体の活動紹介やイベント告知を行う定期番組を制作・放映します。
- 伝承芸能や文化財を紹介する動画コンテンツを制作し、YouTube チャンネル等で配信することを検討します。

文化団体の広報活動支援

- 市ホームページに文化団体からの投稿を受け付けるコーナーを設け、活動の魅力や参加者募集の情報を掲載します。
- 文化団体に対し、チラシ・ポスターの配布や掲出、SNS 等による情報発信など広報活動を支援します。
- 文化団体が活用できる助成金や補助金の情報を収集し、提供します。

市民や団体へお願いしたいこと

文化団体は、自らの活動内容やイベント情報を積極的に発信し、市への情報提供に協力しましょう。

市民は、市民文化レポーターとして参加したイベントの感想や魅力を発信しましょう。

市民は、SNS で文化情報をシェアし、口コミで魅力を広めましょう。

文化団体は、市報への投稿や市が実施する情報収集調査に協力しましょう。

審議委員コラム ■ ■ ■

私が、「文化」行事等に関わるようになったのは、今から 50 年以上前にさかのぼる。当時、私は、高校で教鞭をとりながら細々と趣味である書の創作活動を続けていた。そのころ美術の先生をしておられた山田先生を中心に、絵の一ノ瀬先生、書の中島先生らが協力し、町内で活動している文化部の団体をまとめ、文化協会を立ち上げようとしておられた。

そんな中、若僧の私にも「協力してくれんね。」と声をかけていただき、まずは「嬉野美術協会」を設立することになった。絵画 35 点、書 17 点、写真 17 点が出品され、町の中央公民館で「第一回嬉野町美術展」を開催したのは、昭和 49

(1974) 年 11 月のことだった。

それが核となり、協会設立へのうねりは大きくなっていった。別途に活動しておられた音楽、文芸などの会を巻き込み、昭和 50 (1975) 年 10 月、嬉野町文化協会設立準備会が立ち上がり、二年後の町の総合的な文化祭を目指すことになった。さらに菊花会とも合流して、役場前広場、嬉野町体育館を使い「第一回嬉野町文化祭」(菊花展、書道展、絵画展、写真展及び音楽祭) が開催されたのは、昭和 52 (1977) 年 10 月。その文化祭が令和 8 (2026) 年に第 50 回を迎える。改めて先輩方の熱意と行動力の凄さを感じている。

(2) 文化資源の発掘と記録

嬉野の文化資源を調査・発掘し、記録・保存します。文化財、歴史的人物、伝承芸能、地域の文化などを体系的に整理し、その価値を市民に伝えます。デジタル技術を活用したアーカイブ化を進め、次世代への継承を図ります。

主な取組

文化資源の調査・記録

- 嬉野ゆかりの歴史的人物の調査・評価を行い、その功績を広く市民に伝えます。
- 伝承芸能などの無形民俗文化財について、映像・音声記録を作成し、技術や演目の詳細を記録します。
- 地域コミュニティによる地域資源を発掘する取組等を支援します。
- 「ケンペルの塩田とシーボルトの嬉野」「長崎街道」など、嬉野の文化を物語として整理し発信します。

文化資源の見える化

- 市内の文化財、歴史的建造物、文化施設などを地図上に示した「嬉野文化マップ」を作成・配布します。
- 文化財の価値や保存状況をわかりやすく説明するモニュメントや案内板の設置を検討します。
- 文化資源の情報をデータベース化し、検索・活用できるようにします。
- 嬉野ゆかりの歴史的人物の調査・評価を行い、その功績を広く市民に伝えます。
- 文化財の価値や保存状況について、わかりやすく市民に説明します。

デジタル技術を活用した情報発信

- 伝承芸能、文化財、歴史的人物などを紹介する動画コンテンツ等を制作します。
- アーカイブ映像を学習教材や広報コンテンツとして活用します。
- SNS や Web サイトで、文化資源の魅力を継続的に発信します。

市民や団体へお願いしたいこと

地域コミュニティは、地域に埋もれている文化資源を発掘し、記録しましょう。

文化団体は、伝承芸能の映像記録の撮影や技術の記録・整理に協力しましょう。

市民は、文化マップやガイドブックの作成に情報提供や内容確認などで協力しましょう。

市民は、地域の歴史や文化についての聞き取り調査や記録作業に協力しましょう。

(3) 文化を学ぶ機会の充実

市民が嬉野の文化を学び、理解を深める機会を充実させます。学校教育、社会教育、文化講座など、多様な場面で文化に触れ、学ぶ機会を提供します。文化ガイドの養成により、市民自らが嬉野の文化を伝える担い手となる機会を創出します。

主な取組

学校教育との連携

- 市内小中学生を対象とした塩田津見学や茶道体験などを継続・拡充します。
- 体験するだけでなく、「なぜ大切なのか」「どこが魅力なのか」を伝える工夫をします。
- 地域の文化を教材とした授業を推進します。

社会教育・生涯学習での文化講座の開催

- 大人が嬉野の文化を学び直す「嬉野の歴史と文化」「伝承芸能の魅力」などの講座を開催します。
- 文化に関する講演会や公開講座を実施し、専門家から学ぶ機会を提供します。
- 市内外の文化施設や文化財を訪問する見学会を開催します。
- 市内外の文化資源を巡る「文化に触れるツアー」を実施します。

文化ガイドの養成

- 嬉野の文化を案内できる市民ボランティアを養成する「文化ガイド養成講座」を開催します。
- 塩田津旧跡巡りによる史跡ガイドの育成を継続し、活動を支援します。
- 養成した文化ガイドが観光客や市民に文化を案内する活動を支援します。

文化への関心を高める取組

- 長年にわたり文化活動に貢献してきた個人・団体を表彰し、その功績を市民全体で共有します。

市民や団体へお願いしたいこと

市民は、文化講座や講演会に参加し、嬉野の文化について学びましょう。

市民は、文化ガイド養成講座を受講し、文化ガイドとして活動しましょう。

文化団体や地域コミュニティは、子どもたちへの文化体験機会の提供に協力しましょう。

基本目標2 文化との出会いを創出する——文化に触れる

文化を「知る」だけでなく、実際に「触れる」体験を通じて、市民が文化芸術を身近に感じ、楽しむことができる環境を整えることが重要です。優れた文化芸術の鑑賞機会、自ら創作活動に参加する機会、伝統文化を体験する機会など、多様な形で文化芸術に触れることができる環境を整えます。

特に、子どもたちが本物の文化芸術に触れ、感性や創造性を育む機会を重視します。また、年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、誰もが文化芸術に触れることができるよう、参加しやすい環境づくりを進めます。

(1) 鑑賞機会の充実

嬉野市社会文化会館「リバティ」を中心として、質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供します。多様なジャンルの文化事業を計画的に実施し、市民が優れた文化芸術に触れる機会を充実させます。

主な取組

市内施設等での文化振興事業の充実

- コンサート、落語会、演劇など、多様なジャンルの文化振興事業を年間を通じて計画的に実施します。
- 佐賀ゆかり・嬉野ゆかりのトップアーティストを招聘した質の高い公演を開催します。
- 幼児と親子で楽しむ音楽会（子どもオペラ、アンサンブル・レネットの音楽会など）を定期的に開催します。
- 市民のニーズを把握し、多様な世代が楽しめる文化事業を企画します。
- 大型企画については近隣市町と連携します。

学校等への芸術鑑賞機会の提供

- 子ども会連絡協議会と青少年育成市民会議の共催による芸術鑑賞会を隔年で実施します。
- 学校での芸術鑑賞会を実施し、子どもたちが本物の文化芸術に触れる機会を提供します。
- プロのアーティストによるコンサートや演劇など、質の高い文化芸術を鑑賞する機会を充実させます。

アウトリーチ事業の推進

- 学校や福祉施設等へのアウトリーチ事業を計画的に実施し、日頃文化芸術に触れる機会の少ない方々にアプローチします。
- 多国籍音楽、手話落語会など、多様なジャンルのアウトリーチを展開します。
- 招聘したアーティストによる学校訪問を積極的に実施します。

市民や団体へお願いしたいこと

市民は、市内での文化事業や地域での鑑賞機会に積極的に参加しましょう。

学校や福祉施設は、アウトリーチ事業を受け入れ、文化芸術に触れる機会をつくりましょう。

市民は、文化事業の企画段階でのアンケートやヒアリングに協力し、ニーズを伝えましょう。

市民は、参加した公演の感想を周囲に伝え、文化芸術の魅力を広めましょう。



審議委員コラム ■ ■ ■ ■

このたび、嬉野市民吹奏楽団は創団10周年という大きな節目を迎えることができました。

10年前、団員は10名にも満たず、楽器も十分に揃わない中での船出でした。団を立ち上げたものの、本当に活動を続けていけるのか、不安を抱えながらのスタートだったことを今でも鮮明に覚えております。

それでも、「活動を続け、より多くの方に知っていただくことができれば、もう一度楽器を手に取りたいと思ってくださる方や、新たに挑戦してみたいと思ってくださる方がきっと現れるはずだ」と信じ、歩みを止めることなく活動を続けてまいりました。

それから10年。数々の出会いと別れ

を経験しながら、年月を重ねるごとに仲間が増え、現在では36名の団員とともに活動しております。

創団当初は認知度も低く、自主開催の演奏会が中心でしたが、今では市民の皆様にも広く知っていただけるようになり、地区のお祭りや市のイベントなどにも演奏のご依頼をいただけるようになりました。

これからも、嬉野市の皆様にとって楽器を演奏できる大切な場であり続けるとともに、心に響く音楽をお届けできる団であるよう、団員一同努力を重ねてまいります。

今後とも温かいご支援とご声援を賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

(2) 体験・参加機会の提供

市民が実際に文化芸術を体験し、参加できる機会を充実させます。伝統文化体験プログラム、親子参加型プログラム、市民参加型イベントなど、多様な世代が楽しめる機会を提供します。

主な取組

伝統文化体験プログラム

- 面浮立など伝承芸能の体験機会を提供し、実際に演じる楽しさを伝えます。
- 鍋野和紙、焼き物など伝統産業の体験研修を実施し、伝統技術に触れる機会をつくります。
- お茶の体験プログラムを実施し、うれしの茶の文化を体感する機会を提供します。
- 市内外の文化資源を巡る「文化に触れるツアー」を実施します。

親子参加型プログラム

- 塩田町親子スケッチ大会など、親子で参加できる事業を継続・充実させます。
- 親子川柳大会など、親子で創作活動に取り組む機会を提供します。
- 親子で参加できる文化体験プログラムやワークショップを新たに開発・実施します。

市民参加型イベント

- 市民文化祭（嬉野文化祭、塩田文化祭）を継続し、市民の活動成果の発表の場を提供します。
- 子ども文化祭を継続・発展させ、学校以外での子どもたちの発表の場を提供します。
- 市民や文化団体が協働で行う文化イベントを支援します。
- 商店街などまちなかで開催する文化イベントを創出し、日常の中で文化に触れる機会をつくります。

世代別プログラムの提供

- 子ども向けに、子どもオペラ、夢づくり支援事業、夏休み文化体験プログラムなどを実施します。
- 高齢者向けに、老人会等と連携した文化活動や福祉施設へのアウトリーチ事業を実施します。
- 異世代交流として、子ども夢会議・コンサートなど、世代を超えて参加できるイベントを継続・発展させます。

市民や団体へお願いしたいこと

市民は、伝統文化体験プログラムや親子参加型プログラムに積極的に参加しましょう。

文化団体は、体験プログラムやワークショップの企画・運営に協力しましょう。

地域コミュニティは、地域での文化イベントの開催に取り組みましょう。

文化団体は、市民文化祭に参加し、日頃の活動成果を発表しましょう。

市民や文化団体は、文化イベントの企画・運営に主体的に参加しましょう。

審議委員コラム ■ ■ ■

囲碁由来の言葉について「布石」という言葉があります。

一般的に皆さんが「布石」をご使用になられる際は「転ばぬ先の杖」の様な「未来に対する、先手の対処法」の様なイメージではないでしょうか？

では実際の囲碁で「布石」はどうかといいますと、本当に役に立つかどうか分からない「未定」な状態で打ち進めます。

では意味がないのか？というところではなく、一般的には序盤の布石は価値が

高く、終盤の手ほど価値が下がります。

たまに囲碁と人生は似ているな？ということがあります。未来で役に立つかわからない経験を買ってでも行ったりする。いつか何気ない瞬間にその経験が返ってきたり。

また「布石」が役に立つよう、打ち方を選択する時もあります。人生でも正解の道を選ぶのではなく、選択した道が正しい物となる様に努力することも良いかもしれませんね！

審議委員コラム ■ ■ ■

夏祭りの盆踊りが中止になったが、市民が楽しみ地域が一体化する盆踊りを再開したい。参加する人の笑顔が見える踊り。今までの踊りを進化して、若い人、子供達が楽しみ、音楽もテンポいい曲で自由に踊りやすく、たくさんの方が参加できる盆踊りにしたい。(例:ブラジル、マレーシア、フィリピンなど多くの国で“まつりダンス”として定義している)

現在の塩田公民館が耐震対策のため無くなり、現塩田庁舎の3階に移動することになるが、市民、特に高齢者には不便になる。

誰もが利用しやすく、くつろげて自由に過ごせる居心地のいい空間が必要である。地域の人々が集まれる施設(公民館)を作ってほしい。

コストを考えたら木造の平屋建ての施設がいいと思う。温かみも感じられると思う。

その公民館では、色々な文化活動が出来る。踊りの練習、音楽の練習、囲碁、将棋などたくさんの趣味の会を気楽に集まってできる。

人々の生活に潤いをもたらす、生きる喜びを育み、地域への愛情でコミュニティ形成の基本となる施設である。

(3) 参加しやすい環境づくり

文化活動への参加のハードル（情報、費用、きっかけ、心理的障壁等）を下げる工夫を行い、誰もが気軽に文化活動に参加できる環境を整えます。また、文化団体の活動状況を把握・発信し、アマチュア文化活動の裾野を広げる仕掛けづくりなど、新しい文化団体づくりを支援します。

主な取組

文化活動情報の提供

- 文化団体の活動内容、スケジュール、参加方法などを定期的に調査し、情報を一元化します。
- 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」といった具体的な参加情報を市民に提供します。
- 初心者でも参加できる活動、体験できる機会などを市報や SNS で積極的に紹介します。

文化団体の活動支援

- 文化団体への補助金制度を継続し、活動の安定化を支援します。
- 文化施設の利用調整や活動場所の確保を支援します。
- 文化団体が活用できる外部資金（宝くじ助成等）の情報を収集し、提供します。

新しい文化団体づくりの支援

- 新たに文化団体の立ち上げを考えている市民に対し、ノウハウを持つ組織・団体等の紹介や、各種助成金の情報を提供します。
- 新しい団体と既存の文化団体との交流機会をつくり、ネットワーク形成を支援します。

参加しやすい仕組みづくり

- 参加費用の無料化や減額など、経済的負担を軽減する工夫を行います。
- 初心者向けの体験会や入門プログラムを充実させ、気軽に参加できる機会をつくります。
- 友達と一緒に参加できる雰囲気づくりを文化団体に働きかけます。
- 地域コミュニティを通じて文化活動への参加を呼びかけ、身近な場所での参加機会をつくります。



誰もが参加できる環境の整備

- 障がいの有無、年齢、国籍、経済状況などにかかわらず、誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境を整備します。
- 外国人住民向けには、やさしい日本語や多言語による情報提供を行います。
- 子育て中の保護者が参加しやすいよう、親子で参加できるプログラムを充実させます。
- 経済的な理由で文化芸術に触れる機会が限られている方にも配慮し、無料・低額のイベントを充実させます。また、施設に足を運ぶことが困難な方々に対しては、動画配信やアウトリーチ事業を通じて文化芸術に触れる機会を提供します。

市民や団体へお願いしたいこと

文化団体は、活動内容や参加方法の情報を市に提供し、市民への周知に協力しましょう。

文化団体は、初心者でも参加しやすい体験会や入門プログラムを実施しましょう。

文化団体は、新しい仲間を温かく迎え入れる雰囲気をつくりましょう。

市民は、興味のある文化活動に積極的に参加し、仲間づくりを楽しみましょう。

地域コミュニティは、地域住民に文化活動への参加を呼びかけましょう。

文化団体は、高齢者や障がいのある方、外国人などが参加しやすいプログラムを工夫しましょう。

市民は、文化イベントや文化団体の活動において、多様な人々を受け入れる雰囲気をつくりましょう。

文化施設の運営に関わる団体は、バリアフリー対応や情報保障に配慮しましょう。

福祉施設は、アウトリーチ事業を受け入れ、利用者が文化に触れる機会をつくりましょう。

審議委員コラム ■ ■ ■

陶磁器の製造を生業としているので、嬉野の焼物について書きたいと思います。

佐賀・長崎に跨る肥前窯業圏の一部である嬉野市には、焼物を製造する地区が多数あり、塩田町久間の志田東山と西山、嬉野町不動山、内野山、吉田の皿屋などがあります。これらの地区は近代まで焼かれていたり、現在も窯元がいる所ですが、嬉野市の地名をよく見ると焼物を

作っていたことを思わせる地名があります。例えば、嬉野町の井手川内に土器（ころらぎでと読みます）という地名があって、昔々にこの辺りで作っていたんだと思われれます。今のような流通がないので、自分たちで使う用を作っていたと思われるので、他の焼物に関連する地名があるかもしれません。

基本目標3 共に創る文化のまちづくり——文化でつなげる

文化芸術は、人と人、地域と地域、過去と未来をつなぐ力を持っています。先人から受け継がれてきた伝統文化を次世代に確実に継承するとともに、文化活動を担う人材を育成し、多様な主体が連携・協働する仕組みをつくりまします。文化芸術活動を通じて生まれる出会いや交流が、新たな創造や地域の活力を生み出します。世代を超えた交流、地域内外との交流を促進し、文化を通じたコミュニティの活性化を図ります。

(1) 伝統文化の継承支援

やむなく活動中止となった伝承芸能が出始めている市内の現状において、先人から受け継がれてきた伝承芸能、歴史的町並み、生活文化などを次世代に確実に継承するため、危機的意識をもって保存・継承活動を支援します。一つの地区だけでは継承が困難な場合、区を超えた連携・協働の仕組みを検討し、可能なところから実践します。

主な取組

伝承芸能の保存・継承支援

- 伝承芸能を継承する団体に対し、人づくり振興事業（補助金）等を活用して活動支援を行います。
- 宝くじ助成など外部資金の情報を文化団体に提供し、申請を支援します。
- 一つの地区だけでは継承が困難な場合、複数の地区が協力して伝承芸能を継承する仕組みづくりを検討します。
- 笛奏者など特定の技術を持つ人材を地区間で共有する仕組みを検討します。

歴史的町並み・文化財の保存と活用

- 塩田津重要伝統的建造物群保存地区の町並み保存会と連携し、歴史的建造物の適切な保存・修理を支援します。
- 国・県・市指定文化財の適切な保存管理を行い、次世代に継承します。
- 「嬉野の大チャノキ」など地域のシンボルとなる文化財の再生・保全に取り組みます。

学校教育との連携による伝承芸能継承

- 伝統芸能継承事業を継続し、各校区の伝承芸能を学校の授業で披露・体験する機会を提供します。

伝承芸能発表機会の創出

- 市民文化祭や子ども文化祭での伝承芸能の発表を継続・充実させます。
- 地域の祭りや行事での発表機会を確保し、地域住民が伝承芸能に触れる機会をつくりまします。

市民や団体へお願いしたいこと

文化団体は、伝承芸能の練習や発表活動を継続し、次世代への継承に取り組みましょう。

地域コミュニティは、地域の伝承芸能や伝承文化を子どもたちに伝える活動を行いましょう。

文化団体は、学校での伝承芸能披露や体験指導に協力しましょう。

町並み保存会は、歴史的建造物の保存・修理活動に取り組みましょう。

審議委員コラム ■ ■ ■

文化とは非常に幅広い概念であり人間が作り出したものの総体であると思います。私の仕事の関係では、塩田津町並み保存会として、伝建地区の保存が大きな目的ですが文化財として景観を維持することで住民のやすらぎを作ることが一番の目的です。古い家（文化財）を守ることは大変ですが住民の理解があり実行できています。

伝統芸能としての神社関係の行事（浮立など）は、農業が中心の文化の伝統であり今日のように農業従事者が減ってきた場合どこまで残せるのかを検討しながら最大の努力をしていかないといけないと思います。

文化とは文化財として残し後世に引き継ぐ物と新しくできる文化があると思います。しかし個人の趣味、娯楽であるのか文化であるのかの線引きは難しいものです。

また、文化としての方言も大切だと思います。私が社会人として東京の会社で上司から「それなおしといてくれ」と言われ、「どこを修理するのですか」と聞くと片付けるだけだと言われ、なおすは片付けるということを知りました。

嬉野市とはどんなところですかと聞かれた場合 このような文化のある町ですと言える物を残し引き継ぎ作っていきたいと思います。

審議委員コラム ■ ■ ■

私は、20代の頃、テレビ番組で箏の音色が素敵だと思い、たまたま箏教室の看板を見つけて習い始めました。

お箏は奈良時代、唐の国（中国）から伝わったといわれ、竜の姿をかたどったものといわれます。名称も竜頭、竜角、竜尾等とよび、右手親指、人さし指、中指に爪をはめ、竜角より2～3cmの所を弾きます。左手は指で押して高さを変えたり、はじいたり、色々な技法があります。また、琴柱（ことじ：箏の胴に

立てて絃を支えるもの）を移動することによって音階を変えることができます。

私は日本の伝統楽器である箏に魅せられて今まで続けています。

演奏会で数百の演奏者と曲の間合、テンポ、のり気味な所、ゆるやかな所がびたりと心が1つになるのはすごいと感動します。

皆さんも好きな事、興味のある事に挑戦されてはいかがでしょうか。

(2) 担い手の育成と活動支援

文化活動を持続的に発展させるため、活動を支える担い手を育成します。子どもや若者が文化活動の楽しさを実感し、継続的に参加できる環境を整えます。文化ボランティアや文化事業の企画・運営人材を育成し、多様な形で文化に関わる人材を育てます。

主な取組

若い世代の文化活動参加促進

- 文化活動に継続的に参加している中高生をジュニアリーダーとして位置づけ、企画・運営に関わる機会を設けます。
- 活動の中心となる若手に対し、研修機会や表彰などの支援を行います。
- 大学進学や就職で市外に出た若者に、SNSなどで嬉野の文化情報を発信し、帰郷時に地元での活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- Instagram、YouTube、LINE など若い世代が日常的に利用する SNS で、文化活動の魅力を発信します。
- 友達と一緒に参加できるイベントや、初心者でも気軽に参加できる体験プログラムを充実させます。

文化ボランティアの育成

- 文化ボランティア制度を導入し、文化事業の企画・運営に参加する市民を募集・育成します。
- イベントの運営サポート、広報活動の支援、受付・案内など、多様な関わり方ができる仕組みをつくります。
- 文化ボランティアを対象とした研修会を開催し、活動に必要な知識やスキルを提供します。

文化事業の企画・運営人材の育成

- 市民が文化事業の企画段階から参加し、実践的に学べる機会を提供します。
- 文化団体のリーダーや中核的な担い手を対象とした研修会を開催します。
- 文化事業の企画・制作を行う人材を発掘・育成し、市の文化振興を支える人材を増やします。

芸術家・専門家の活動支援

- 佐賀ゆかり・嬉野ゆかりの芸術家や専門家が、地域の文化振興に関わる機会をつくります。
- アウトリーチ事業や文化講座の講師として活動できる環境を整えます。
- リバティなど文化施設での発表機会を提供し、芸術家が継続的に創作活動や発表活動を行える環境を支援します。

市民や団体へお願いしたいこと

若い世代は、ジュニアリーダーや文化ボランティアとして文化事業の企画・運営に参加しましょう。

文化団体は、若い世代が活動に参加しやすい雰囲気をつくり、リーダーとして育成しましょう。

市民は、文化ボランティアとして登録し、文化事業の運営を支えましょう。

文化団体のリーダーは、研修会に参加し、企画・運営のスキルを高めましょう。

芸術家や専門家は、アウトリーチ事業や文化講座の講師として地域に貢献しましょう。

審議委員コラム ■ ■ ■

昨秋、私の住む区は丹生神社の空の例大祭（おくんち）の注連元（しめもと）でした。10年に一度廻ってくる注連元をわら集めからしめ縄づくり、しめ飾り、神の舞・獅子舞の奉納。そして、余興の路通りと区民総出で取り組みました。

獅子を舞うパパたちを見て男の子達は「カッコいい」と言い、神の舞のお姉さん達に小学生の女の子は憧れのまなざし。皆で協力し合い、楽しく嬉しいおくんちとなりました。

大変な事や難しいことをしてこそ見えるものがあり、感じるがあります。

文化や伝統にもそんな所があるように思います。私達大人は、子ども達や若者達に押し付けるばかりではなく、もっと楽しさや充実感を共有しないといけないのではと思います。

楽しい子ども時代を過ごした子どもはふるさとを離れてもふるさとを忘れることはありません。

「帰らない」と東京に出た息子が、子どもが生まれ「東京での子育てが想像できない」と家族三人で帰ってきました。そして、昨秋のおくんちには家族五人で参加しました。

審議委員コラム ■ ■ ■

伝承芸能、芸術、地域の行事等、どこでもいえる事ですが、存続していくには、リーダーの活動、運営の人材が重要になると思います。「嬉野市文化振興計画」の中に「ボランティア制度で事業の企画・参加する市民を募集・育成」とありますが、「ボランティア」といって集まるのでしょうか？自分に関心がある事には意欲も湧くと思いますが、そうでないとあまり関心も無いのでは。

むしろ、自身が「教えたい」「一緒になってやってみたい」とか思っておられたら、「一緒にやりませんか？」等、募集されて集まったら活動し発表、展示、イベント等が出来る様にサポート、支援してもらったら、楽しく活動できるのでは。

私が思う嬉野市はお客様が町中で楽しんで頂ける様なお店、展示場、イベント、ゲーム（遊ぶ所）等あったらいいと思います。

(3) 多様な主体の連携・協働

市民、文化団体、地域コミュニティ、学校、企業、行政など、多様な主体が連携・協働し、ネットワークを構築します。文化と教育、福祉、観光など様々な分野をつなぎ、文化芸術を地域づくりに活かします。地区を超えた交流、世代を超えた交流を促進します。

主な取組

文化振興のコーディネート機能

- 市民、文化団体、地域コミュニティ、学校、企業などをつなぐコーディネート機能を充実させます。
- 文化事業の企画段階から多様な主体が参加できる仕組みをつくります。
- 各主体のニーズやリソースをマッチングし、協働事業を推進します。

分野を超えた連携

- 教育分野と連携し、学校教育の中で児童・生徒が文化に触れる機会を充実させます。学校での文化事業の実施について、情報提供や調整を行います。
- 福祉分野と連携し、福祉施設へのアウトリーチ事業を実施するとともに、老人会など福祉関連団体と連携した文化活動を推進します。
- 観光・産業分野と連携を図り、旅館組合など観光関連団体と協力して文化を活かした観光振興を推進します。
- 焼き物、お茶など伝統産業と文化振興の連携を図り、商店街の活性化と文化活動を連携させたまちなかイベントを支援します。

地域コミュニティとの連携

- 文化振興計画の内容を地域コミュニティと共有し、連携して文化振興事業を推進します。
- 地域コミュニティが実施する文化事業や伝統文化継承活動に対し、県補助金などの外部資金の情報提供と申請支援を行います。
- 地域コミュニティによる地域資源の発掘や魅力発信の取組を全校区に働きかけ、支援します。
- 学校と地域コミュニティが連携し、子どもたちが地域の文化を学ぶ機会をつくります。
- 老人会など地域の団体と連携した文化活動を推進し、異世代交流を促進します。

地区を超えた交流・広域連携

- 嬉野地区と塩田地区の文化団体が交流する機会をつくります。
- 各地区の文化資源を巡る相互見学会や体験会を実施します。
- 両地区の文化活動情報を共有し、市報や SNS、行政放送等で一体的に発信します。
- 広域での文化振興を図ります。
- 大型企画では、鹿島市、武雄市など近隣市町、施設との連携を図ります。

文化祭を通じた交流促進

- 文化祭を市民が交流し新たな出会いを生む場として充実させ、参加団体や来場者が交流できる仕組みをつくります。
- 文化祭への参加・来場をきっかけに、文化活動への参加を促します。

市民や団体へお願いしたいこと

地域コミュニティは、地域での文化事業や伝統文化継承活動に取り組みましょう。

文化団体は、他の団体や学校、福祉施設、企業などと連携した文化事業を企画・実施しましょう。

市民は、文化祭に参加・来場し、他の文化団体や市民との交流を楽しみましょう。

嬉野地区と塩田地区の文化団体は、相互の文化祭や公演に参加し交流しましょう。

文化団体は、近隣市町の文化団体との交流や合同事業を企画・実施しましょう。

学校は、地域の文化資源を活用した授業や、文化団体と連携した体験学習を実施しましょう。

福祉施設は、アウトリーチ事業を受け入れ、利用者が文化に触れる機会をつくりましょう。

旅館・観光関連事業者は、文化体験プログラムを提供し、観光客に嬉野の文化を伝えましょう。

審議委員コラム

日々の文化は、その歴史の中で国民の住生活の中から芽生え、育まれ、根付いたものであり、時代時代において、信仰、芸術、道徳、習慣など、あらゆる行動様式や生活様式に展開され、以降も形を変えながら受継がれてきたものだと思います。

嬉野市の文化も、日本文化と同じように育まれ、受け継がれてきたもので、例えば「おもてなし」であったり、「お茶」「陶磁器」「砂糖」「湯どうふ」また芸術や信仰、道徳も含めて歴史の中で、自然に隆盛、衰退を繰返し存続してきたものだと

考えます。

つまり、時代により必要とされる文化は異なり、その時代を反映するものが受け継がれ、それが継続することで定着し、その濃淡を変えながら今の文化になっていると考えます。

個人的に文化振興は、時代に反して無理に繫栄させたり、衰退を食い止めたりするのではなく、時代を経て、越えて生き残るべきものが生き残れるように機会創出に力を注ぐことなのではないかと思っています。

第1節 計画の推進体制

本計画を着実に推進し、基本理念「文化を楽しみ 心豊かに暮らせるまち」を実現するためには、行政だけでなく、市民、文化団体、地域コミュニティ、学校、企業など、多様な主体が連携・協働することが不可欠です。それぞれの主体が役割を果たし、共に文化振興に取り組む体制を構築します。

また、PDCA サイクルに基づく進行管理と成果指標による評価を行い、計画の着実な推進を図ります。

(1) 行政の推進体制

社会教育課が中心となり、関係部署と連携しながら計画を推進します。文化振興には教育、福祉、観光、産業など多様な分野が関わるため、各課が実施する文化関連事業の情報を集約し、庁内での情報共有を図ります。また、本計画の内容を関係部署に周知し、各課の施策の中で文化的な視点を取り入れるよう働きかけを行います。

【主な役割】

- 文化振興施策の企画・立案・推進
- 関係部署間の連携調整
- 庁内の文化関連事業の把握
- 文化団体や各種団体・組織等との連絡調整
- 文化施設の管理運営
- 情報の集約と発信
- 計画の進行管理と評価

庁内連携を進めるうえで、社会教育課は以下の役割を担います。

- ① 本計画の内容を関係部署に周知し、理解を深めます
- ② 各課が実施する文化関連事業の情報を収集し、庁内で共有します
- ③ 文化的な視点を取り入れた施策展開について、情報提供や相談対応を行います
- ④ 複数の部署にまたがる文化事業について、調整やコーディネートを行います
- ⑤ 文化振興の視点から、各課の取組を市民に向けて一体的に発信します

このように、社会教育課がコーディネーターとしての役割を果たすことで、各課の取組を活かしながら、全庁的な文化振興を推進します。

(2) 多様な主体との連携・協働

文化振興は、行政だけでなく、市民、文化団体、地域コミュニティ、学校、企業など、多様な主体が連携・協働することで実現します。それぞれの主体が役割を果たし、共に文化振興に取り組む体制を構築します。

【各主体の役割】

市民の役割

- 文化芸術の鑑賞や体験、創作活動への参加を通じて、文化を楽しみます。
- 地域の文化活動や伝承芸能の継承に参加し、文化の担い手となります。
- 文化ボランティアや文化ガイドとして、文化振興を支えます。
- SNSなどを通じて文化情報を共有し、文化の魅力を広めます。

文化団体の役割

- 質の高い文化芸術活動を実践し、市民に鑑賞・体験の機会を提供します。
- 新しい会員を温かく迎え入れ、文化活動の裾野を広げます。
- 他の文化団体や学校、福祉施設、企業などと連携し、文化活動を展開します。
- 伝承芸能や伝統文化を次世代に継承する活動を行います。
- 活動内容や参加方法の情報を発信し、市民への周知に協力します。

地域コミュニティの役割

- 地域に根ざした文化事業や伝統文化継承活動を推進します。
- 地域の文化資源を発掘し、記録・継承する活動を行います。
- 地域での文化イベントを開催し、住民の交流と地域の活性化を図ります。
- 地域住民に文化活動への参加を呼びかけ、文化の輪を広げます。

学校の役割

- 児童・生徒が文化芸術に触れる機会を教育活動の中に位置づけます。
- 伝統芸能継承事業や芸術家派遣事業を受け入れ、子どもたちの文化体験を充実させます。
- 地域コミュニティや文化団体と連携し、地域の文化を学ぶ機会をつくります。
- 子ども文化祭などの文化活動に参加し、子どもたちの発表の場を広げます。

企業の役割

- 文化事業への協賛や会場提供など、文化振興を支援します。
- 従業員が文化活動やボランティアに参加することを支援します。
- 企業の専門性を活かした文化事業への協力をを行います。
- 文化を活かした商品開発やイベント開催など、文化と産業の連携を図ります。

行政の役割

- 計画に基づく文化振興施策を総合的・計画的に推進します。
- 市民、文化団体、地域コミュニティ、学校、企業をつなぐコーディネート機能を果たします。
- 文化施設の適切な管理・運営を行い、市民の文化活動を支えます。
- 文化団体への支援や文化事業への助成を行います。
- 文化情報の収集と発信を強化し、市民が文化に触れる機会を広げます。

第2節 計画の進行管理

本計画を効果的に推進するため、PDCA サイクル【Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）】に基づく進行管理を行います。

Plan（計画）

年度ごとの実施計画を策定し、具体的な取組内容、スケジュール、予算を明確にします。基本目標や施策の方向性に基づき、優先順位を考慮しながら計画的に事業を実施します。



Do（実行）

年度実施計画に基づき、社会教育課が中心となって各施策を推進します。関係部署に対しては本計画の内容を周知し、協力を求めるとともに、各課が実施する文化関連事業の情報を収集します。また、文化団体、地域コミュニティなど多様な主体と連携・協働しながら、効果的に事業を推進します。



Action（改善）

評価結果を踏まえ、必要に応じて事業内容や手法の見直しを行います。社会情勢の変化や新たな課題にも柔軟に対応し、より効果的な文化振興を推進します。



Check（評価）

年度ごとに事業の実施状況を把握し、成果指標に基づいて評価を行います。

本計画は、市民、文化団体、地域コミュニティ、学校、企業、行政など、多様な主体が連携・協働することで実現します。それぞれが役割を果たし、共に文化を楽しみ、心豊かに暮らせるまちを目指します。



第3節 成果指標

計画の進捗状況を把握し、効果的な施策展開を図るため、市民アンケート調査結果から見えた課題を基に成果指標を設定します。

(1) 基本目標1 文化の魅力を再発見する — 文化を知る

嬉野市の文化について「知る」機会を充実させ、市民の文化への関心と理解を深めるための指標を設定します。

指標	現状値 (R 7年度)	最終目標値 (R12年度)
嬉野市からの情報発信件数（文化関連） ※ HP 掲載記事数・市報掲載数・回覧物数	HP 19 件 市報 37 件	
嬉野市 HP 閲覧数（文化振興に関するページ）	暦年：HP34 件、 6,477 回	
SNS での嬉野市文化関連投稿数 一般の方も含めた情報発信・拡散	R8 年度以降の 取り組みを検討	

(2) 基本目標2 文化との出会いを創出する — 文化に触れる

指標	現状値 (R 7年度)	最終目標値 (R12年度)
リバティ文化ホール利用件数 (市総合計画と統一して設定)	1,365 件 37,458 名	
市内での文化イベント開催件数 (※観光施設等へのヒアリング)	12 件 6,313 名	
市内小中学校での文化関連イベント (学校へのヒアリングによる集計)	70 件 (10 校)	
市内での文化体験プログラム数 (※観光施設等で行われているメニュー)	8 件 (5 施設)	
市内での文化体験プログラムの利用者数 (※観光施設等で行われているメニュー)	11,489 人 (6 施設)	
文化関連スクールの団体数 (公共施設での利用件数) ※公民館・市民センター	43 団体	
市内文化連盟団体数・人数	82 団体 /845 人	

*観光施設等：嬉野温泉観光協会、肥前吉田焼窯元組合、塩田津町並み保存会、志田焼の里、市文化財グループ、チャオシル

(3) 基本目標3 共に創る文化のまちづくり ―文化でつなげる

指標	現状値 (R 7年度)	最終目標値 (R12年度)
伝承芸能の活動支援状況 (人づくり補助金の申請件数)	5件	
外部団体等の補助金に関する情報発信件数	5件	
外部団体等の補助金に関する申請件数	1件	
小学校での伝承芸能鑑賞・体験会の実績	6件	
文化に関する講演会や講座の開催件数 (「リバティ」での開催件数)	35件	
文化に関する講演会や講座の参加人数 (「リバティ」での開催件数)	9,100人	

【指標について】

本計画では、文化振興の取組状況を把握し、計画の進捗を適切に管理するため、基本目標ごとに成果指標を設定しています。これらの指標は、現状値の把握が可能であり、毎年度の変化を確認できる事項を中心に選定しています。

アンケートで明らかになった課題の改善や、基本目標の達成に向けては、取組の「見える化」を進めることが重要です。そのため、具体的な取組に対応した成果指標を掲げ、計画の進捗管理や検証、必要な改善につなげていきます。

ただし、指標は数値だけで評価するものではありません。人口減少など、自治体として避けがたい要因により数値の向上が難しい場合もあります。そのため、本計画では、目標値を固定的な数値ではなく「矢印」で示し、取組の方向性や進み具合を重視して評価します。

これらの指標は、令和7年度の現状値を基準とし、最終年度における成果を確認することで、第2期文化振興計画の取組成果として位置づけます。

第4節 計画の推進に向けて

本計画は、市民、文化団体、地域コミュニティ、学校、企業、行政など、多様な主体が連携・協働することで実現します。それぞれが役割を果たし、共に文化を楽しみ、心豊かに暮らせるまちを目指します。

文化芸術は、人々の心を豊かにし、生きる喜びや創造性を育むとともに、地域への誇りや愛着を醸成するものです。また、人と人、地域と地域をつなぎ、多様性を認め合う社会の実現に寄与します。さらに、観光振興や地域経済の活性化、まちの魅力向上など、地域の持続的な発展にも大きな役割を果たします。

嬉野市の文化を「知り」、「触れ」、そして「つなげる」ことで、文化を楽しみ、心豊かに暮らせるまちを実現するため、本計画を着実に推進してまいります。

資料編

嬉野市文化振興審議会条例

平成26年6月25日
条例第18号

(設置)

第1条 本市における文化の振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嬉野市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。
(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化振興に関すること。
- (2) 文化振興基本計画の策定及びその実施に関し必要な事項の調査に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 文化、芸術又は芸能に関する団体の関係者
- (2) 文化振興に知見の高い者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

嬉野市文化振興審議会委員名簿

	個人名	所属等
会長	杉谷 雅博	公募
副会長	古賀 哲郎	嬉野市民吹奏楽団
委員	秋吉 実	嬉野市文化連盟塩田支部
委員	一ノ瀬 クミ子	嬉野市文化連盟嬉野支部
委員	井上 晃太郎	公募
委員	織田 良範	嬉野市文化連盟嬉野支部
委員	副島 謙一	肥前吉田焼窯元協同組合
委員	高島 郁子	こだま朗読サークル 子ども劇場
委員	筒井 幸治	嬉野市郷土史研究会 鍋野手漉き和紙保存会
委員	東島 美和子	嬉野市文化連盟塩田支部
委員	松本 泰宏	一般社団法人嬉野温泉観光協会
委員	森 憲一郎	塩田津町並み保存会

(敬称略、委員は五十音順)

策定過程

日付	内容
令和7年7月9日(水)	第1回嬉野市文化振興審議会 ○第2期嬉野市文化振興計画の策定方針の協議
令和7年8月25日(月)	第2回嬉野市文化振興審議会 ○第2期嬉野市文化振興計画の基本理念・基本方針の協議
令和7年9月17日(水)	第3回嬉野市文化振興審議会 ○第2期嬉野市文化振興計画の基本理念、基本方針の決定 ○第2期嬉野市文化振興計画の基本施策、取り組み事項の協議
令和7年10月30日(木)	第4回嬉野市文化振興審議会 ○第2期嬉野市文化振興計画の取り組み事項の協議
令和7年11月21日(金) ～令和7年12月12日(金)	嬉野市文化振興のための市民アンケート調査の実施
令和8年2月9日(月)	第5回嬉野市文化振興審議会 ○第2期嬉野市文化振興計画素案の協議
令和8年2月27日(金) ～令和8年3月16日(月)	パブリックコメントの実施
令和8年3月26日(木)	第6回嬉野市文化振興審議会 ○第2期嬉野市文化振興計画素案の協議

第 2 期 嬉野市文化振興計画

嬉野市教育委員会 社会教育課

嬉野市塩田町大字馬場下甲 1967 番地塩田公民館内

電話：0954-66-9129 Email：syakai@city.ureshino.lg.jp

※これまで文化・芸術に関する施策の所管課は「文化・スポーツ振興課」でしたが、令和 8 年度より教育委員会の所管となり、課名は「社会教育課」となります。

嬉野市

文化振興計画

URESHINO CITY